

|    | <p style="text-align: right;">【資料4】</p> <p style="text-align: center;">パブリックコメントの結果概要<br/> 募集期間：平成26年2月3日(月)～2月17日(月)<br/> コメント件数：計11件</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号 | ご意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1  | <p>とりまとめ報告の中に、「雇用環境を充実させるための支援策の検討」という文面を追加し、勤労者互助会等への支援強化を図ることにより、従業員の雇用環境が充実させ、少子化対策や雇用創出・就業支援の一環施策とすべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2  | <p>社会貢献に無関心で利益を追求するコンビニの進出により、地域の小売店が廃業し「地域コミュニティ」が崩壊している。地域の小売店は、高齢者の生存確認等、その地域で従事し暮らしているからこそ、地域社会に貢献している。その地域の小売店に必要な支援は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①代替エネルギー利用促進対策(商工会に電気軽トラック自動車を設置して、小規模企業に貸与する事業)</li> <li>②太陽光発電利用促進(商工会館の屋上に太陽光パネルを設置して地域の電気需要に貢献する。また、小規模事業者を利用促進を図る)</li> <li>③小規模事業者の負担軽減事業(社会保険料などの事業主負担が小規模企業の雇用促進を妨げているので、1年間の負担軽減を図る)</li> <li>④設備投資促進：小規模企業には、過去の設備投資の融資返済軽減支援が必要。</li> <li>⑤運送業者の燃料費節約対策事業(石油エネルギーを使わない代替エネルギートラックの設備資金支援)</li> <li>⑥地域社会貢献事業(小規模企業等が地域社会で貢献する事業に参加した場合、商工会の規程に基づく旅費日当相当分を支援)</li> </ul> |
| 3  | <p>中小企業新戦力発掘プロジェクトにおいて、コーディネート機関である派遣会社とインターン先の企業の業務怠慢がみられるため、コーディネート機関とインターン先企業を厳しく選定していただきたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | <p>小規模企業振興基本法成立が、地域を支える小規模企業を救う最後のチャンス。成長発展のみならず、持続的発展は心に響く。地域を必死に支える数多くの経営者、若手後継者にわかりやすく説明して、啓発、活用を促してほしい。</p> <p>地域の事業者が気軽に相談できる、商工会、商工会議所、中央会の果たすべき役割は特に重要。商工会、商工会議所の経営指導員の役割は特に重要で、地域の小規模企業経営者やその家族、社員等の命を守る最後の砦。地域コミュニティーに根を下ろし、巡回指導している経営指導員への支援をお願いしたい。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 5 | <p>6次産業化法は、当初の政策目標を上回るペースで農業者等の認定申請などが行われており、さらなる制度の充実を望まれている。特に、農地法・都市計画法等の特例が設けられているが、これら土地利用に関する法律の特例は手続きの簡素化を趣旨とするものであり、各法における許認可を得るための要件の緩和を目的とはしていないため、地域資源をさらに効率的に活用し、農林漁業者等による新事業の創出等を促進するためには、現行法の規定から一步踏み込んだ要件の緩和も必要。</p> <p>さらに、土地利用のみならず建築規制に係る法令（建築基準法など）についても、要件の緩和を含めた特例が設けられると本制度の利用がさらに活発化するのではないかと考えられる。ただし、本制度の趣旨を没却した脱法的な土地利用を監視するため、許認可後の土地等利用状況や認定後の事業計画目標未達に関する報告を密に求め、報告義務等違反に対する罰則等も規定するなどの措置を設けることで、本法の立法目的の普及に資するのではないかと。</p> |
| 6 | <p>過疎地域を含め全国津々浦々に会員がいる行政書士は、小規模事業者等の身近な相談相手であり、書類作成や手続の専門家として、創業や事業承継などの業務を行っている。創業等含め、小規模事業者の活力ある発展には専門家の存在が不可欠であるので、専門家のひとつとして行政書士を小規模事業者支援のスキームに組み込んでいただきたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

### 1. 「現状認識」について

とりまとめ案は、小規模事業者の現状について「背景として…大規模店の展開による価格競争の激化、特に製造業における空洞化の加速等がある」としながらも、その原因には迫ろうとしていない。中小企業・小規模事業者の「持続的な発展」への展望を探るなら、原因にメスを入れ、そこから出る矛盾の解決もはかる必要がある。

旧基本法第1条中の「中小企業の経済的社会的制約による不利の是正」などの格差是正の問題意識もみられず、企業の「成長発展」をライフサイクルになぞらえ、成長期を過ぎれば撤退・廃業が避けられないという宿命論を導いているが、現状認識の誤りであり、対策もズレてくる。

デフレ不況の長期化は大企業中心の経済政策がもたらした帰結ではないのか。内需主導の循環型の経済に転換し、市場の成長が期待できる分野で中小企業の力を発揮されるような環境整備が求められるのではないか。

### 2. 脱落した「公正な取引ルール確立」の課題

中小企業憲章においては、「…中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。」(基本理念)としており、また、基本原則4には「公正な市場環境を整える」と述べ、それを受け行動指針5には「公正な市場環境を整える」と規定されているので、本とりまとめ報告(案)にも追加すべき。

### 3. 「支援」を自治体等を主体として公正・公平なものに

小規模企業は、自主・自立志向も強く、組織に属さない例も多いので、「支援チャネルの多様化」が重要。行政関係機関や商工会等を通じた支援は、政治の道具にされかねない。支援を商工会等に丸投げするのではなく、業者が気軽に相談できる窓口を自治体に設置するとともに、小規模事業者の「挑戦意欲」が引き出され「創意工夫」が積み重ねられるようにしていく必要があるのではないか。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>4. 小規模事業者の振興のための基本法の検討等について<br/> 「基本原則」に、以下を盛り込むこと<br/> ・「家族経営」のもつ意義に対する評価と循環型経済の確立を通じての小規模事業者と地域活性化をはかること<br/> ・「小企業者の声を第一に聞き」「どんな問題も小企業の立場で考え政策評価につなげる」原則<br/> 「振興のための国の基本施策」として、以下を盛り込むこと<br/> E, 円滑な資金供与の実施、F, 公正な取引ルールの確立と競争力の弱い小規模事業者の営業を守るルール(地元優先発注や小規模事業者優先枠の設定等)<br/> 商工会及び商工会議所を特別扱いするような法改正は行うべきではない。</p>                      |
| 8 | <p>小規模企業基本政策の対象企業は、経済産業省管轄の企業を前提にしているように思える。「6次産業」のような業態もあるので、範囲を広げて考えてはどうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 9 | <p>過疎高齢化の進展や人口減少による限界集落などの増加等により、地域コミュニティの維持が困難となり、地域経済が衰退し、日本全体の活力が大きく低下すると考えられる中、小規模企業に特化した支援を法整備することで、小規模企業の持続的な事業活動が可能となる。<br/> 国による支援策だけでは目的を達成することはできないため、地方自治体や支援機関等のそれぞれの強みを発揮し、不足部分を補完しあう体制整備が必要。<br/> 小規模事業者が気軽に利用でき、且つ柔軟な活用を可能とする施策を講ずるべき。<br/> 中・長期に渡って利用可能な施策を講ずる必要がある。<br/> 小規模事業者の発展、持続的な経営が実現するため、小規模事業者が求める支援を施策に反映するべき。</p> |

「1. 小規模事業者政策の検討にあたって」(p3～)について  
報告書案p3、10行目に「中小企業政策においては、中小企業基本法第8条で、「小規模企業への配慮」が規定されているものの」と記載すべき。

「2. 小規模事業者の意義及び現状」(p5～)について  
p9「小規模事業者をとりまく状況の変化」について以下の考え方を明確にされたい。

- ① 小規模企業数の一貫した減少をどう考えるのか(欧米では一貫した増加)。過小過多の是正か、つぶれなくてもよいものまでつぶれているのではないか。
- ② 大企業・中規模企業との「格差」についてどう考えるのか。新中小企業基本法制定時(1999年)は、「格差是正の政策的意義は相対化、希薄化した」として、旧基本法の「事業活動の不利の補正」等関連規定は削除されたが、その後の格差の推移及び現状は如何か。状況は変わったのではないか。
- ③ p11「下請中小企業・小規模事業者の受託金額の推移」の表を見ると、製造業と第3次産業(特にサービス業)では、かなり様相を異にしており、よりきめ細かい分析とこれに応じた対応策の検討が必要ではないか。

「3. 小規模事業者の課題」(p16～)について  
小規模事業者の経営特性(家族労働、職住近接等)に着目した分析・検討が期待される。「4段階別の課題」や製造業・海外展開ばかりでなく、「小規模企業の全体像」も念頭に、発展の方向を考えるべき。卸・小売業や、ソフトウェア・IT・金融・福祉・教育等のサービス分野での発展、農林業・地域再生エネルギー事業等との連携による地域一体での発展の可能性が大きいのではないか。この方向での小規模企業の維持・発展、さらには日本経済社会の持続的発展が目指されるべき。

「4. 小規模事業者に対する支援の現状」(p30～)について  
p30「地域での持続的経営」の表に以下を追加されたい。

- ① 「その他」において、「公正競争の確保: 下請2法、独禁法」、「従業員対策の充実: 中小企業退職金共済制度等」、「連携・協同による対応: 協同組合法」を加えるべきである。
- ② 「起業・創業」についてはアメリカにおけるS-corporation、フランスにおける個人事業主制度なども参考に検討を進めるべき。税制面での措置も重要であり、非上場株式に対する課税(譲渡益課税、配当課税)のあり方も検討すべき。

「5-2. 小規模事業者を取り巻く4つの課題」(p43～)について

①p44「地域に一定程度の需要が保たれる必要がある」については、3.11後のエネルギー情勢のパラダイムシフトの中で、各地で地域再生エネルギー発電等の新たな動きが出ており、このような新たな需要に積極的に取り組むことが期待される。

② p44「支援施策をきめ細かく届ける体制」については、従来の支援機関だけでなく、民間・草の根の機関等も合わせ、支援チャネルを多様化し、総力を挙げて取り組む体制が必要。

③「地域での持続的経営」について、連携・協同による自主的取組が重要・有効であり、組織法制の整備も検討課題。商店街振興組合の設立・存続要件(同法6条等)の見直し(緩和)、信用組合の設立要件(協同組合法24条2項、27条の2、5項、協金法2条)や運用(金融庁監督指針)の見直し(緩和)も検討課題とすべき。他国に見られるエネルギー市民協同組合・クレジットユニオン・ワーカーズコープ等の制度化なども検討課題。

p35支援機関の現状について

10 「支援機関」の定義・範囲は何か明確にすべきである。行政系機関だけでなく、民間ビジネス・レベル(認定経営革新等支援機関、金融機関、中小企業診断士、コンサルタント等)・草の根レベル(NPO等)の機関も幅広くとらえ、明確に位置づけるべきである。

「5-3. 小規模事業者対策の4つの方向性」(p46～)について

①小規模事業者

・p46「ビジネス・モデルの再構築」に関しては、VC(小売商任意連鎖化事業)などは、先駆的ビジネス・モデルとして、その発展が期待される。また、「強い下請」を目指し、下請中小企業振興法の積極的活用を図るべきである。

・p47「多様な人材・新たな人材の活用」に関しては、従業員対策の充実が基本的に重要である。また、「地域での持続的経営」のためには、経営力強化のための社員教育の充実も重要。販売士制度の活用も検討されてよい。

・p48「地域のブランド化」に関しては、地域資源の発掘・活用として、森林資源も重視し、各地で「地域エネルギー発電所」をブランド化していくことも有望。

・金融面等についても、自立した仕組(市民共同出資、クラウドファンディング、私募債等)の普及が期待される。このための信用保証協会の保証制度による支援の充実の検討が望まれる。

## ②支援機関

- ・p49「重層化・複雑化する複数の支援機関の役割分担も再度整理」に関しては、民間・草の根レベルの支援機関の位置づけを明確にすべき。
- ・地域の発展を図る担い手として、関係者を取りまとめるコーディネーターの役割が重要であり、十分な活動が行えるようその生計を保てるように支援すべき。
- ・小規模企業支援関連NPOの設立・運営充実の推進、地域において小規模企業と密接な相互依存関係にある信金・信組の機能強化も期待される。さらに、多様な形態の地域金融機関（アメリカの例:クレジットユニオン等）の法制化も検討されてよいのではないか。

## ③ 行政機関

- ・p51「省庁間の連携を進め」に関しては、これを具体的に進めるための仕組みを確立する必要があるため、中企庁に、関係省庁を網羅した「小規模企業振興総合推進会議」を設置し、基本計画の策定、政策の進捗状況の確認等を行ってはどうか。

「5-4. 小規模事業者の振興のための基本法の検討等」(p52～)について  
 ①「基本原則」に関しては、「中小企業基本法第8条の具体化を徹底し及び見直し、さらに中小企業憲章の精神を重視し、中小企業振興基本条例を活用しつつ、地域と一体となった発展を図るとともに、技術やノウハウの向上、事業活動の不利の是正・格差の是正、従事者の経済的・社会的地位の向上、安定的雇用の維持等を含め「事業の持続的発展」を図る…」とすべき。

②「振興のための国の基本的施策」に関しては、「B.」において、「小規模事業者の従事者の経済的社会的地位の向上・従業員対策の充実を図る。」を加える。(旧中小企業基本法第1条の関連部分参照)

また、柱として、以下の2つを加えるべき。

・「E. 公正な市場環境を整え、小規模事業者の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように小規模企業の実産性、取引条件及び労働条件の向上を図る。また、共済制度等セーフティネットの充実を図る。」(旧中小企業基本法第1条の関連部分、中小企業基本法第22条参照)

・「F. 関連調査統計の整備と的確な情報提供」

・企業経営、施策立案・運営の前提として、不可欠である。(日銀短観の「中小企業」は、小規模企業をカバーしていない)

「5－3. 小規模事業者対策の4つの方向性」について

1 <支援機関の対応策の方向性>について

個社支援と面的支援は、互いに強い関連性があるものの、基本的にその手法、ノウハウ、必要とされるリソースが異なるし、個社支援についても経営課題別、組織体制別といった小規模事業者の類型によっても手法、ノウハウ、リソースが異なる。真に実効性のある支援を施そうとすれば、多種に及ぶ支援機関の本質、性質あるいは体制に応じた、個社支援と面的支援の役割分担を考慮していく必要がある。ただし、この場合においては、役割分担＝“縦割り”といった形に陥りやすいため、各役割分担間の連携とその取りまとめを担う役割の存在といった仕組みづくりも必要になる。

2 <行政機関の対応策の方向性>について

小規模事業者支援においては、国と地方公共団体が支援施策を一貫して実施する体制を強化していくべき。具体的には、報告書p34の「国、都道府県、市町村の政策連携の事例」でいうところの「一体支援型」に、国も加わった形で施策を実行し、国の支援策といえども、裁量を地方公共団体に与えることにより、小規模事業者に支援施策が“近い”と感じさせることでより施策効果を高める。